

岡山県資源管理指針

平成23年3月30日制定
平成24年8月 3日一部改正

第1 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 岡山県の漁業の概観

本県の海域は、東は播磨灘から備讃瀬戸を通じて西は備後灘に至り、温暖小雨な典型的な瀬戸内海型の気候で、面積は約800km²と非常に狭隘であるものの、静穏で浅い多島海域で河川からの豊富な栄養塩の供給と複雑な潮流により高い生産性が維持されていることから、ノリ・カキ養殖等の無給餌養殖と各種漁船漁業との季節的・複合的な利用が行われている。

このような条件の下で、小規模な漁業が主体ではあるが限られた漁場を集約的に利用した様々な漁業の操業が行われており、海底の平坦な県東部及び西部海域では小型機船底びき網漁業や小型定置網漁業、流網漁業が営まれており、海底の起伏の大きい中部海域や島嶼部では釣漁業、刺網漁業、つぼなわ漁業が、潮流の早い瀬戸部では袋待網漁業が営まれている。また、県下全域でノリ養殖が、県東部及び西部海域でカキ養殖が行われているほか、一部の海域で魚類養殖が小規模に営まれている。

2 岡山県の資源管理実態

本県における資源管理の取り組みは、資源培養管理対策推進事業（S63～H2）、資源管理型漁業推進総合対策事業（H3～H10）、多元的な資源管理型漁業の推進事業（H15～H16）、資源回復計画推進支援事業（H14～）を活用しながら、ガザミ、シャコ、ヨシエビ、イシガニ等の地先資源やマダイ、ヒラメ、カレイ類、マアナゴ等の広域資源の資源管理を推進してきた。

また、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（H14～H23）に参加し、網目の拡大、秋漁の禁漁、出漁隻日数の制限に取り組んだほか、岡山県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（H20～H23）を策定し、網目の拡大や小型魚の保護、抱卵ガザミの再放流等の取り組みを行ってきた。

これらの取り組みに加えて、地区毎の漁業者の自主的な取り決めとして、重要魚種・漁業種類を中心とした小型魚の再放流や産卵親魚の保護、禁漁期間や禁漁区の設定等の取り組みが継続して行われている。

なお、県内の資源管理型漁業の推進については、岡山県漁連が中心となって「資源管理型漁業漁業者協議会」を開催し、資源管理の具体的な取り組み内容や資源回復計画の評価等について協議・検討を行っている。

3 資源管理の方向性

本県では、資源管理型漁業の推進は水産行政における柱の一つとして位置づけており、水産資源の保護・育成と円滑な漁業操業による漁家の経営安定を図るために、公的規制の徹底と漁業者による自主的な資源管理の充実・強化を推進する。

また、現在資源管理に取り組んでいない漁業種類については、新たに資源管理方策

を定め、実践することを目標とする。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取り組みであって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取り組みの開始された平成14年度以降にこれらの公的措置に移行したものについては、本指針においては自主的取り組みとみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

本県における漁業生産量（養殖を除く）は、昭和60年代当初は10,000トン前後で推移していたが、その後減少し近年は約6,000～7,000トンで推移している。

このうち、小型機船底びき網による漁獲が漁船漁業全体の約半分を占めており、その他にも船びき網、小型定置網、刺網、袋待網、その他の漁業（はえなわ、つぼなわ、潜水器等）といった多くの漁業種類が営まれている。

これらの漁業種類の多くは、時期や海域に応じた操業により多種多様な魚種を漁獲する形態を有しており、特定の魚種を選択的に漁獲するような漁業形態は少なく、複数の漁業種類で水産資源を共有して利用している。また、漁獲量は複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により大きく変動することから、本県においては、魚種毎に資源管理を行うよりも漁業種類毎に行なうことが合理的である。

但し、少数ではあるが漁業形態によっては漁獲対象魚種が絞られる漁業種類もあることから、魚種別管理が可能な場合には魚種別に区分した上で漁業種類毎に資源管理措置に取り組むこととする。

なお、各漁業種類に含まれる漁業の名称等は別紙1のとおりである。

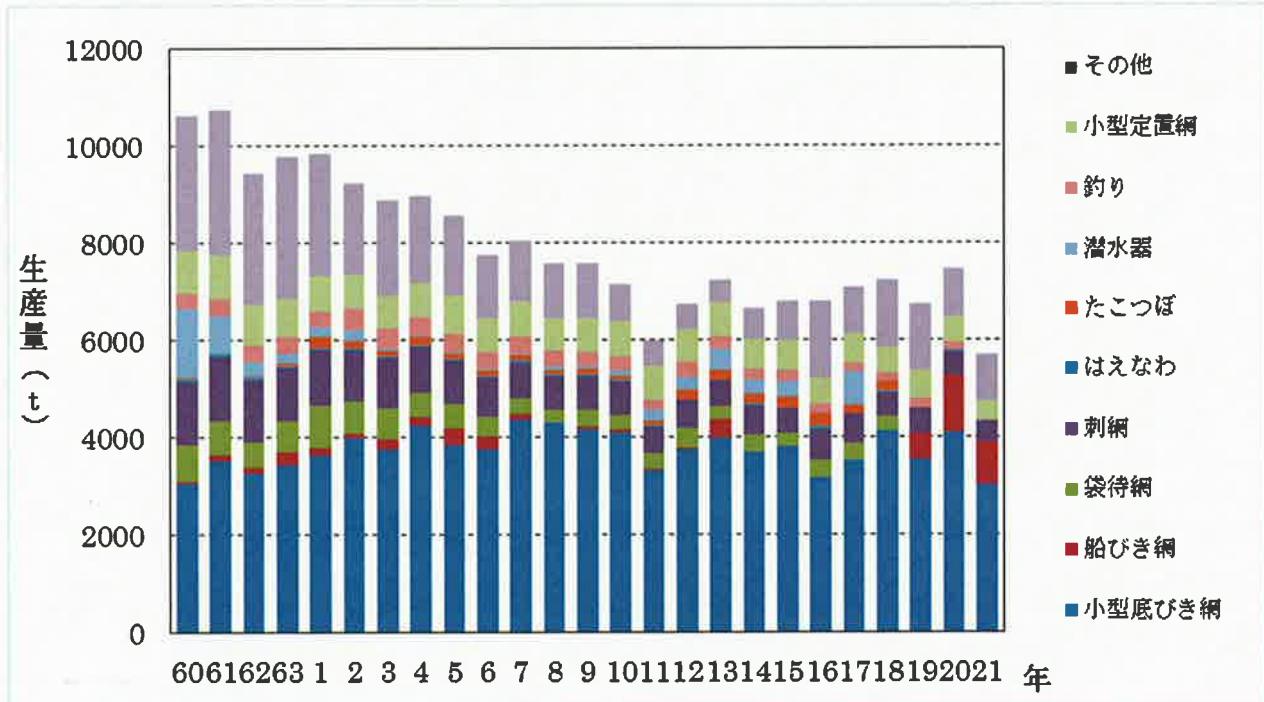


図1 岡山県における漁業生産量の推移（農林水産統計による）

【魚種別資源管理】

1 サワラ

1) 資源及び漁獲の状況

サワラの生産量は、昭和 61 年には 535 トンであったがその後急激に減少し、平成 11 年には 5 トンにまで減少した。平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間、瀬戸内海の関係府県が参加した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき禁漁期間の設定、目合いの拡大、漁獲量制限、漁獲努力量制限に取り組み、その結果、漁獲量は平成 16 年には 76 トンにまで増加し回復傾向が見られたが、近年は 20 トン前後で横這いであり、資源量も危機的状況は脱したもの、未だ低位・横這いで推移している。

平成 24 年度以降のサワラの資源管理については、国及び瀬戸内海関係府県での協議を経て第 23 回瀬戸内海広域漁業調整委員会（平成 24 年 2 月 23 日）で承認を得た「さわら広域資源管理の取組」に基づき、引き続き関係府県が協調して取り組むこととなっている。

なお、岡山県でサワラを漁獲対象とする漁業は、機船船びき網漁業のうち「さわら船びき網漁業」、さし網漁業のうち「さわら流網漁業」、ひき釣漁業のうち「さわらひき釣漁業」である。

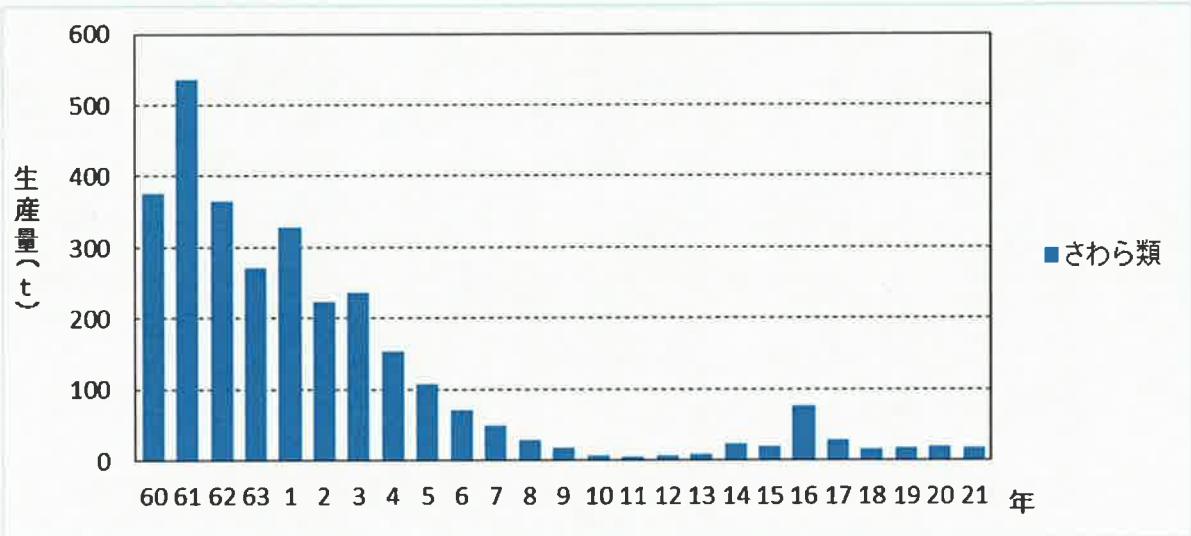


図 2 さわら類の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

①さわら船びき網漁業

さわら船びき網漁業においては、さわら広域資源管理の取組に基づき、漁獲量制限、漁獲努力量制限に取り組むとともに、公的規制の遵守と併せて、別紙 2 に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙 3 に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

②さわら流網漁業

さわら流網漁業においては、さわら広域資源管理の取組に基づき、禁漁期間の設定による漁期短縮、目合いの拡大、漁獲努力量制限に取り組むとともに、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

③さわらひき釣漁業

さわらひき釣漁業においては、さわら広域資源管理の取組に基づき、禁漁期間の設定による漁期短縮に取り組むとともに、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

【漁業種類別資源管理】

1 小型機船底びき網漁業

1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業の生産量は、昭和60年代当初には3,000トン台で推移していたが平成6年頃に4,000トンを超えるようになり、近年(H16～H21)は増減はあるものの平均すると約3,500トン前後で横這いで推移している。

小型機船底びき網漁業は海底に生息する魚介類を漁獲する漁法であり、主な漁獲対象はカレイ類(ウシノシタ類を含む)、エビ類、ガザミ類、タコ類、シャコ等であるが、特定の魚種を選択的に漁獲することはできず、この他にも多くの魚種が漁獲されている。

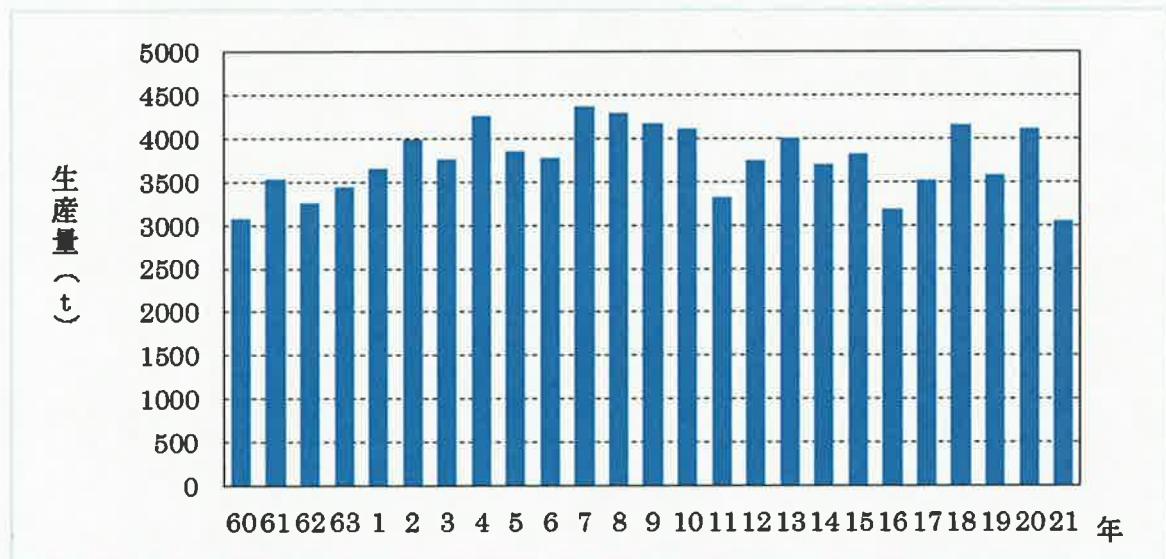


図3 小型機船底びき網漁業の生産量の推移 (農林水産統計による)

2) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業では、これまで、網目の拡大や小型魚の再放流等の資源管理に取り組んできたが、近年の漁獲量は概ね横這いで推移している。資源を回復基調としていくためには、休漁により漁獲圧を低下させ、漁場を休ませることが有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

2 機船船びき網漁業（さわら船びき網漁業を除く）

1) 漁獲の状況

機船船びき網漁業の生産量は、対象魚種の発生状況により大きく変動しており、昭和60年当初から平成5年にかけては約100トンから約300トンの間で変動があるものの増加傾向であったが、その後低迷し、直近3年(H19, H20, H21)の生産量は522トン、1,175トン、854トンと変動が大きい。

主な漁獲対象はイカナゴやイワシ類(シラス)、サヨリ等の浮魚である。

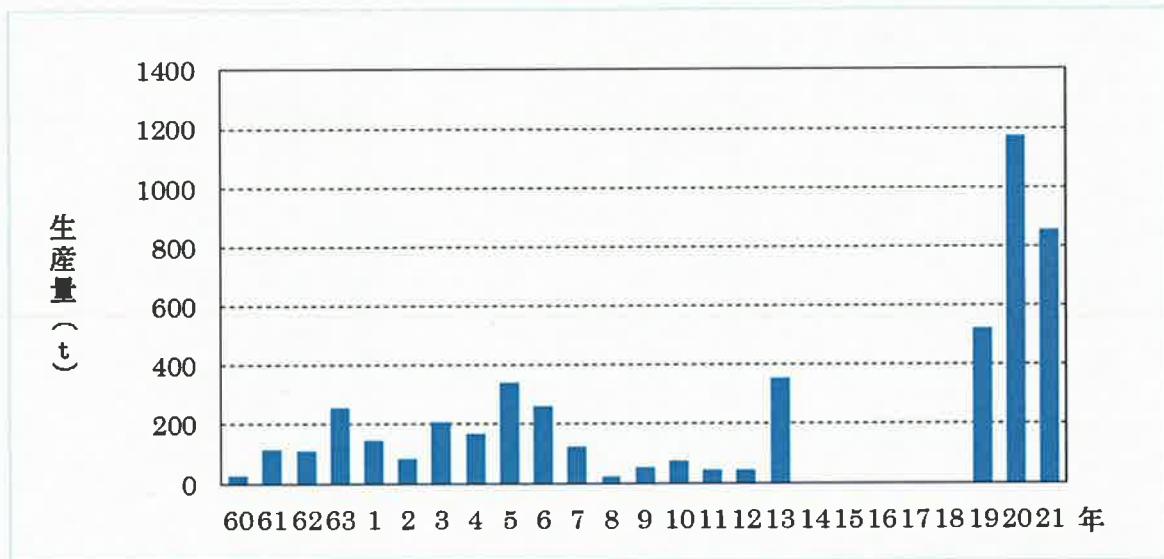


図4 機船船びき網漁業の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

機船船びき網漁業は、対象魚種の群れを追いながら操業するため漁獲効率が高く、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

3 ごち網漁業

1) 漁獲の状況

ごち網漁業は、県中部・西部地区の島嶼部において営まれている。漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種であるタイ類の生産量は近年増加傾向である。

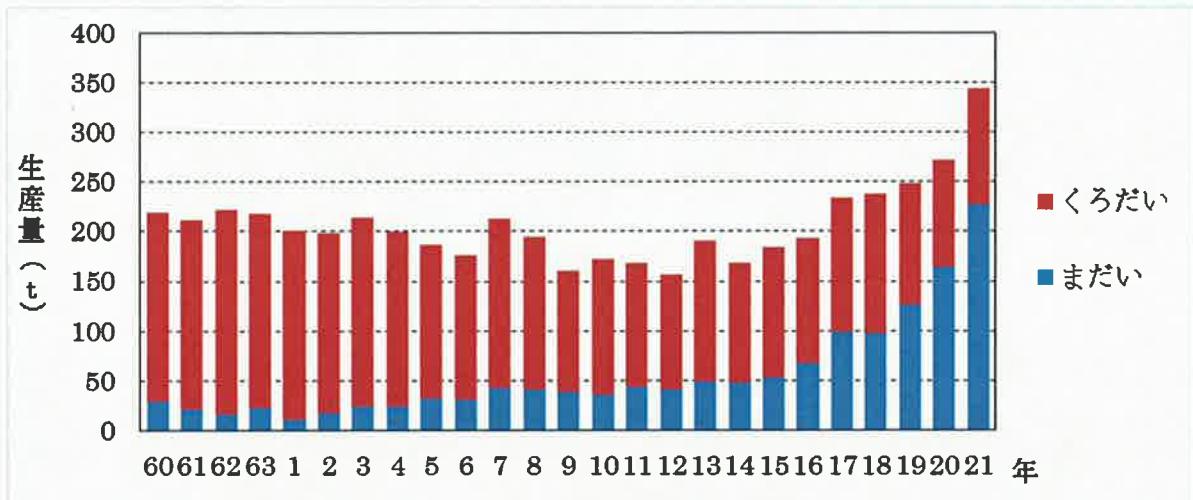


図5 ごち網漁業の主な対象魚種の生産量の推移

(農林水産統計による)

2) 資源管理措置

ごち網漁業は一部の地域で少数の漁業者により操業されており、これまで資源管理の取り組みは行われていなかった。主な対象魚種の漁獲量は増加傾向であるが、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

4 袋待網漁業

1) 漁獲の状況

袋待網漁業は、主に県中部地区において営まれている。平成元年には866トンの生産量があったが、その後減少し、近年(H15~H18)では約300トン前後で概ね横這いで推移している。

主な漁獲対象はイカナゴ、イワシ類、マナガツオ、イカ類で、漁獲量はその年の発生状況・来遊状況により大きく変動する。また、潮流に乗って回遊する魚類を待ち受けて漁獲する漁法であることから、特定の魚種を選択的に漁獲することはできず、時期によっては有用魚種の幼稚魚が混獲されることもある。

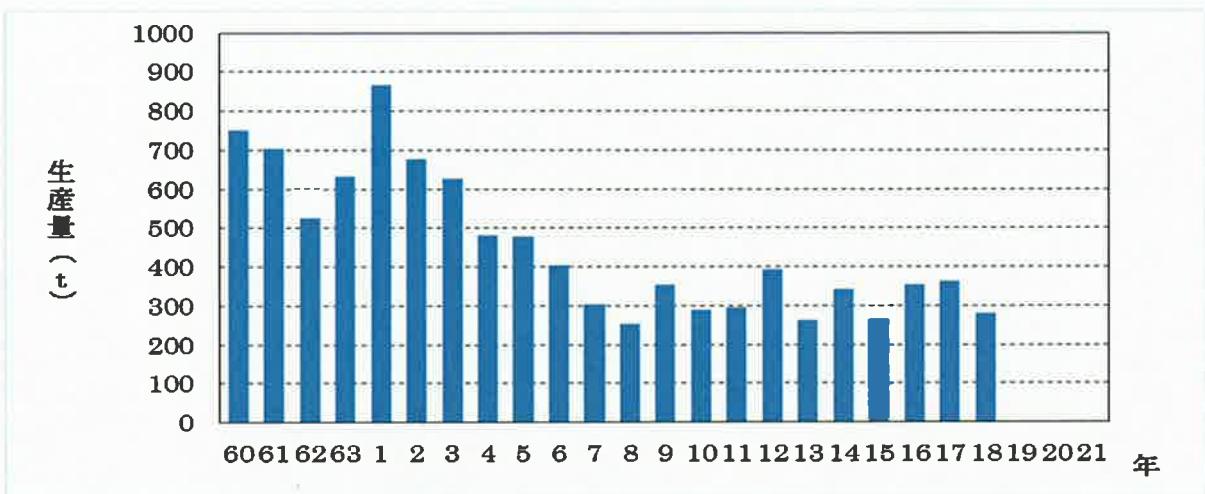


図6 袋待網漁業の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

袋待網漁業では、自主的な資源管理として潮休みの設定や袋網の網目の拡大に取り組んできた。漁獲量は概ね横這いであるが、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

5 さし網漁業（さわら流網漁業を除く）

1) 漁獲の状況

さし網漁業の生産量は、昭和60年代当初には約1,300トンであったが、その後減少し、近年(H16～H21)は約500トン前後で漸減傾向を示している。主な対象魚種はサワラ類、マナガツオ、アジ類、サッパ、サヨリ、キス、ガザミ類、ウシノシタ類等であり、時期や海域に応じて複数の許可を組み合わせて操業することが多い。

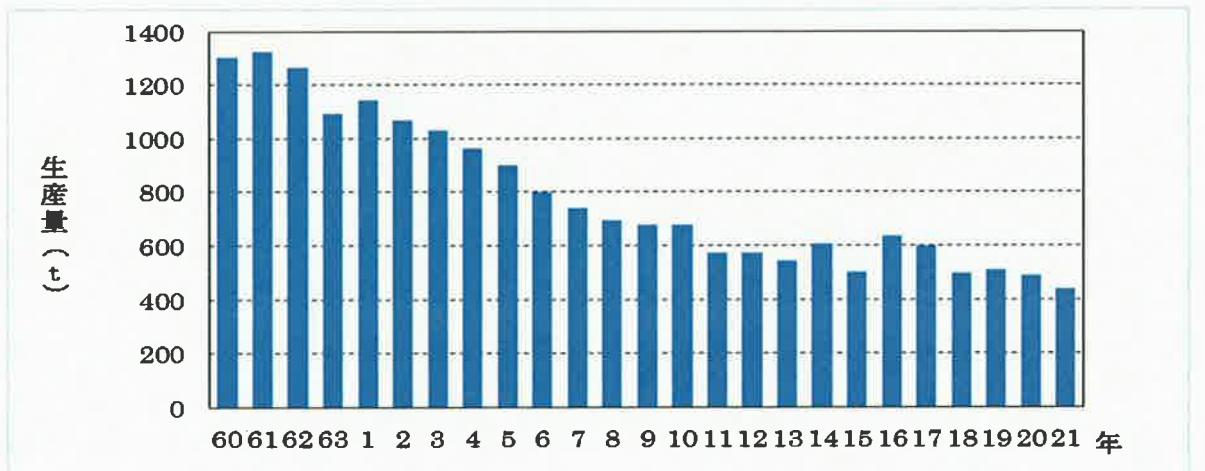


図7 さし網漁業の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

さし網漁業では、これまで漁協・地区単位の自主的取り組みとして漁具制限や操業時間の取り決め等の資源管理（ガザミ類、ウシノシタ類）に取り組んできた。

しかしながら、さし網漁業全体での漁獲量は減少しており、資源を回復基調していくためには漁獲量が減少している特定の魚種への漁獲圧を低下させることや、休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

6 つぼなわ漁業

1) 漁獲の状況

つぼなわ漁業の主な対象魚種はタコ類、ウナギ、ハゼ類であるが、生産量のデータが有るのはたこつぼなわ漁業のみである。たこつぼなわ漁業の生産量は、昭和60年代当初には約40トン前後であったが、平成元年には約200トンに増加し、その後100トン前後で推移したが、近年（H15～H18）は約200トン前後で概ね横這いである。

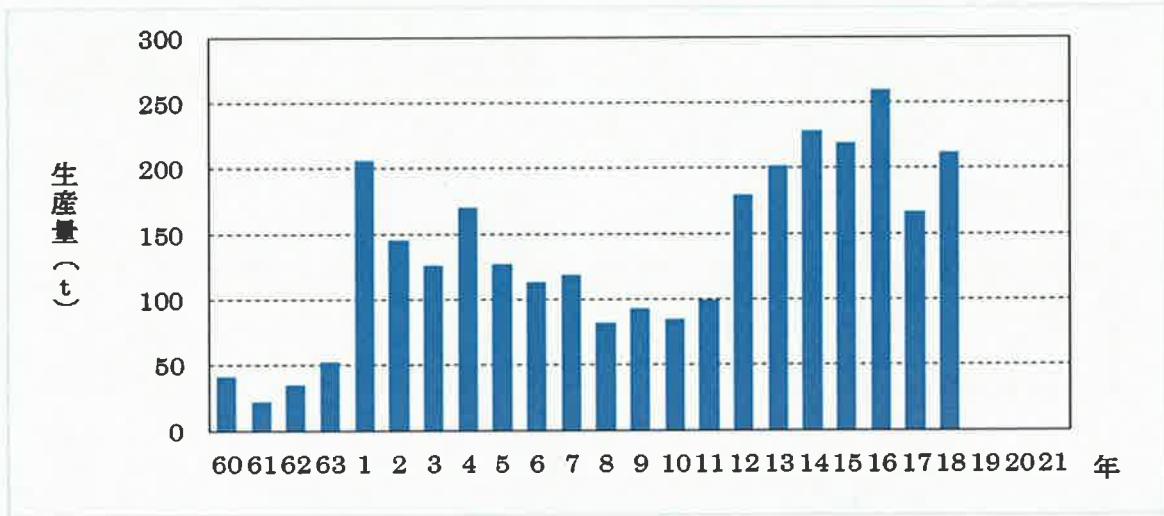


図8 つぼなわ漁業（たこつぼなわ漁業）の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

つぼなわ漁業のうち、たこつぼなわ漁業については県中部地区における自主的な取り組みとして抱卵マダコの再放流及び9月の禁漁が行われているが、ウナギ、ハゼ類については資源管理の取り組みは行われていない。近年の漁獲量は概ね横這いであるが、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

7 かごなわ漁業

1) 漁獲の状況

かごなわ網漁業については、漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種であるアナゴ類、ガザミ類、コウイカの近年（H16～H21）の生産量はアナゴ類は85トンから133トン、ガザミ類は65トンから278トン、コウイカは158トンから358トン（H15～H18）であり、年変動が大きい。

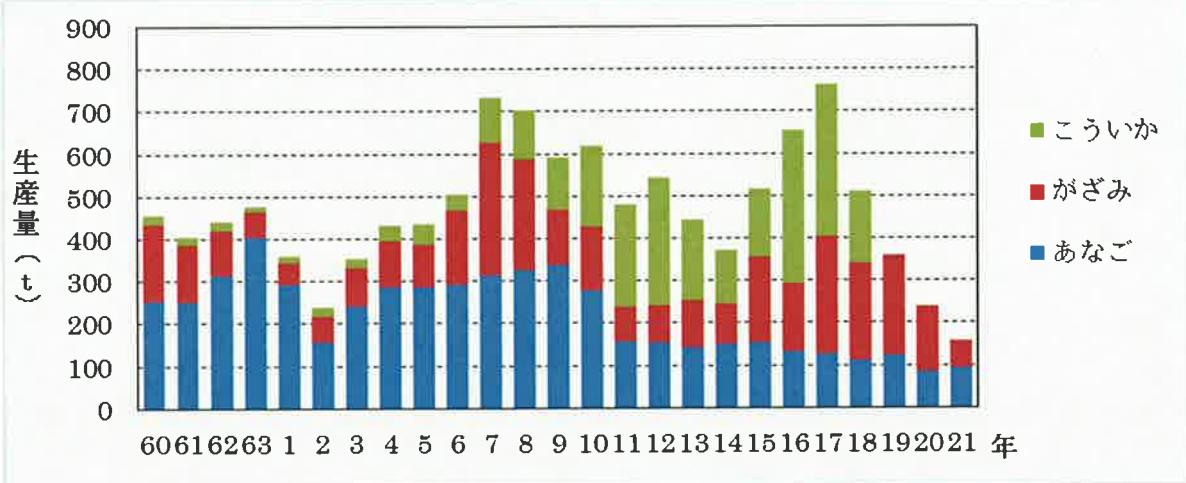


図9 かごなわ漁業の主な対象魚種の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

かごなわ漁業のうち、あなごかごなわ漁業については、漁業者の自主的な取り組みとして、漁具に小アナゴを逃避させる穴を開ける取り組みが行われている。また、ガザミ類についてはサイズ制限や抱卵ガザミの再放流の取り組みが行われている。

しかし、かごなわ漁業は効率の高い漁法であり、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

8 はえなわ漁業

1) 漁獲の状況

はえなわ漁業の生産量は、昭和60年代当初は50トン前後で推移していたが、その後は減少傾向であり、近年（H18～H20）の生産量は4トンから10トンの範囲で変動している。生産量の減少は、資源の減少に加えて経営体数の減少も要因の一つであると考えられる。

主な対象魚種はアナゴ類、ウナギ、ハモ、タイ類等である。

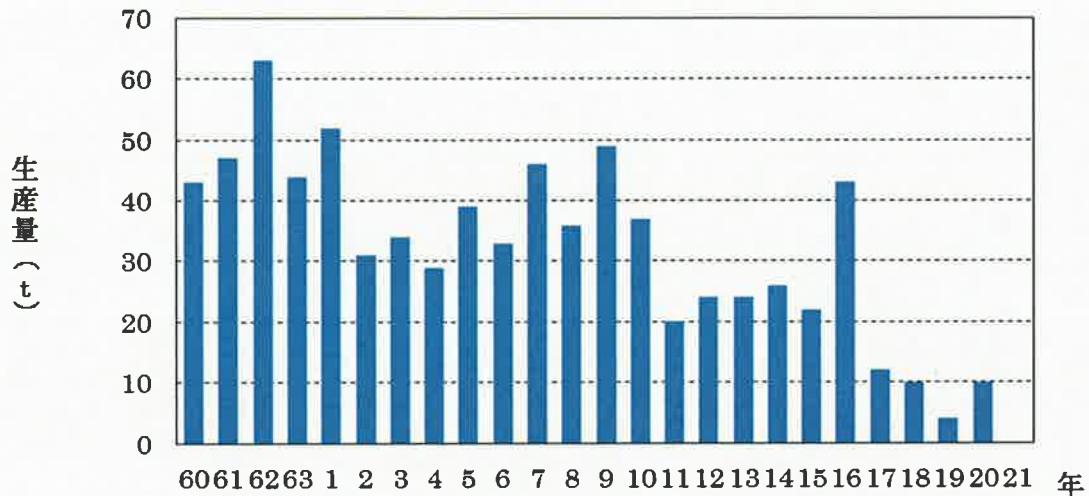


図 10 はえなわ漁業の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

はえなわ漁業は概ね全県で操業されているが、規模が小さいこと、準備に手間が掛かりやみくもに漁具数を増やせないこと等から、これまで資源管理の取り組みは行われていなかった。今後、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

9 ひき釣漁業（さわらひき釣漁業を除く）

1) 漁獲の状況

ひき釣漁業については、漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種であるスズキ類、ヒラメの近年（H16～H21）の生産量はスズキ類は158トンから231トン、ヒラメは28トンから33トンであり、比較的安定している。

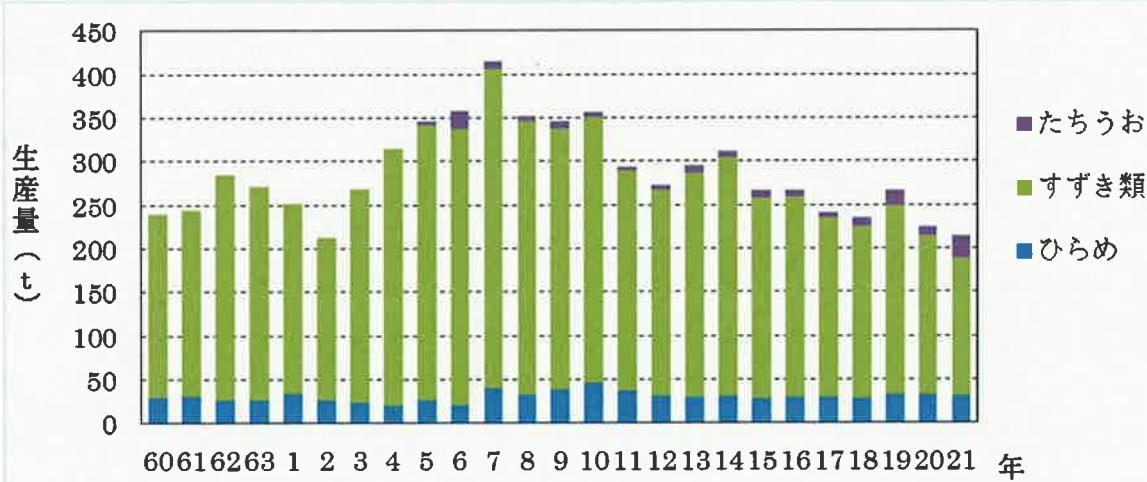


図 11 ひき釣漁業の主な対象魚種の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

ひき釣漁業では、スズキやヒラメで小型魚の再放流の取り組みを行ってきた。これらの取り組みの成果として、スズキ、ヒラメは安定して漁獲されているが、今後とも資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

10 潜水器漁業

1) 漁獲の状況

潜水器漁業は県中部海域において、香川県との入り会いで操業が行われている。昭和60年には約1,400トンの生産量があったが、平成5年頃には約20トンにまで減少し、その後増加して近年(H15~H18)は329トンから700トンの範囲で変動している。対象魚種は主にタイラギである。

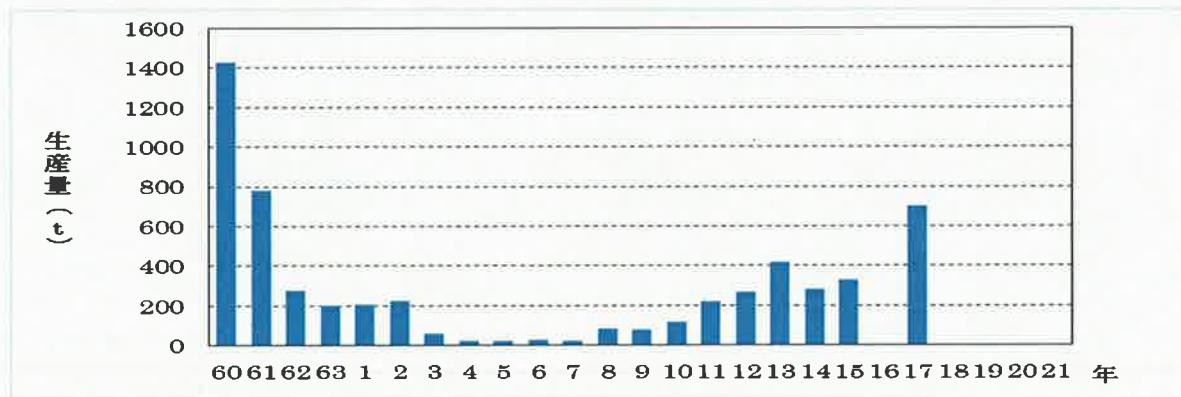


図12 潜水器漁業の生産量の推移 (農林水産統計による)

2) 資源管理措置

潜水器漁業では、自主的な取り組みとして潮休みを設定し、資源管理に取り組んできた。漁獲量はその年のタイラギの資源状況により大きく変動するが、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

11 ほこ突漁業

1) 漁獲の状況

ほこ突漁業については漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種はナマコ類であり、昭和60年代当初から平成8年までは50トン前後で推移していたが、その後増加し、平成14年には約180トンとなった。近年(H15~H18)の生産量は80トンから142トンであり、年変動が大きい。

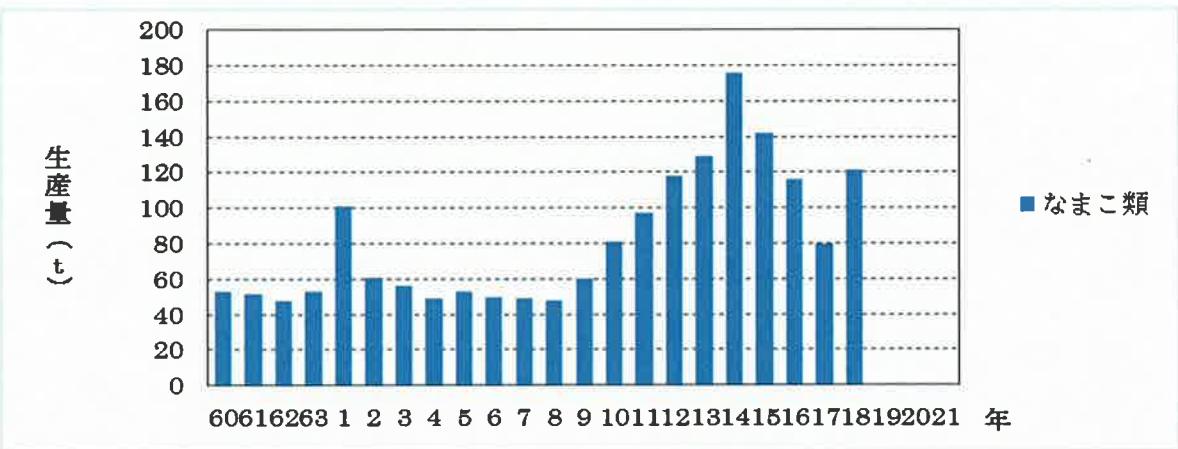


図 13 ほこ突漁業の主な対象魚種（ナマコ）の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

ほこ突漁業での漁獲量は、その年の発生状況により変動するほか、ナマコ類の単価が高い年には漁獲努力量が増加し、漁獲量や資源量に影響を与えており、今後、資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

12 まきえ釣漁業

1) 漁獲の状況

釣漁業の生産量は、昭和60年から平成元年頃にかけては約350トンから約400トンで推移してきたが、その後減少し、近年(H16～H21)の生産量は200トン前後で概ね横這いである。主な対象魚種はクロダイ、スズキ類であり、近年(H16～H21)の生産量はクロダイは107トンから140トン、スズキ類は158トンから231トンであり、概ね安定している。

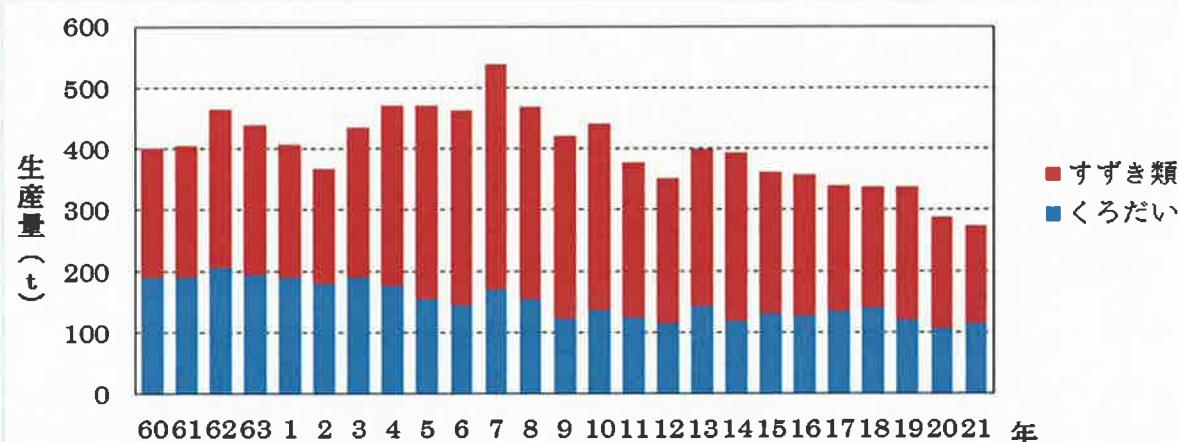


図 14 まきえ釣漁業の主な対象魚種の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

主な対象魚種であるクロダイ、スズキについては、小型魚の再放流の取り組みを行ってきたが、近年の漁獲量は横這いで推移している。今後とも資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

13 小型定置網漁業

1) 漁獲の動向

小型定置網漁業の生産量は、昭和60年代当初には約900トンであったが、その後減少し、直近5年(H16～H21)の生産量は約500トン前後で漸減傾向である。

主に漁獲されるのは、コノシロ、ニベ・グチ類、クロダイ、スズキ類、ボラ類、サッパ、エビ類、イカ類等で、岸近くを回遊する魚種を待ち受けて漁獲することから、特定の魚種を選択的に漁獲することはできず、時期によっては有用魚種の幼稚魚が混獲されることもある。

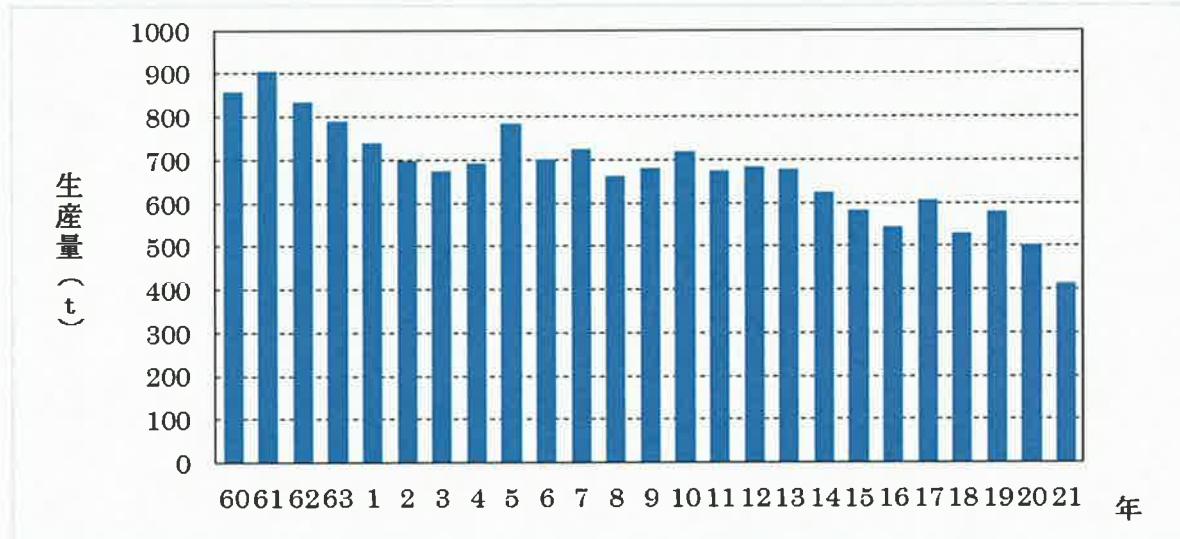


図15 小型定置網漁業の生産量の推移 (農林水産統計による)

2) 資源管理措置

小型定置網漁業では、これまで資源管理の取り組みは行われていなかったが、網への付着物が多い時期に漁具を陸揚げしたり、クラゲ等が多い時期に袋網や道網を海面上に引き揚げたりしており、間接的ではあるが漁獲努力量削減の取り組みとなっている事例がある。

これらの取り組みを計画的に行うことで小型定置網漁業における資源管理が推進されると考えられるので、今後、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

14 建網漁業

1) 漁獲の状況

建網漁業については、漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種であるクロダイ、ヒラメ、カサゴ・メバル等の近年（H15～H18）の生産量は、クロダイが107トンから135トン、ヒラメが28トンから33トン、カサゴ・メバルが107トンから141トンとなっている。

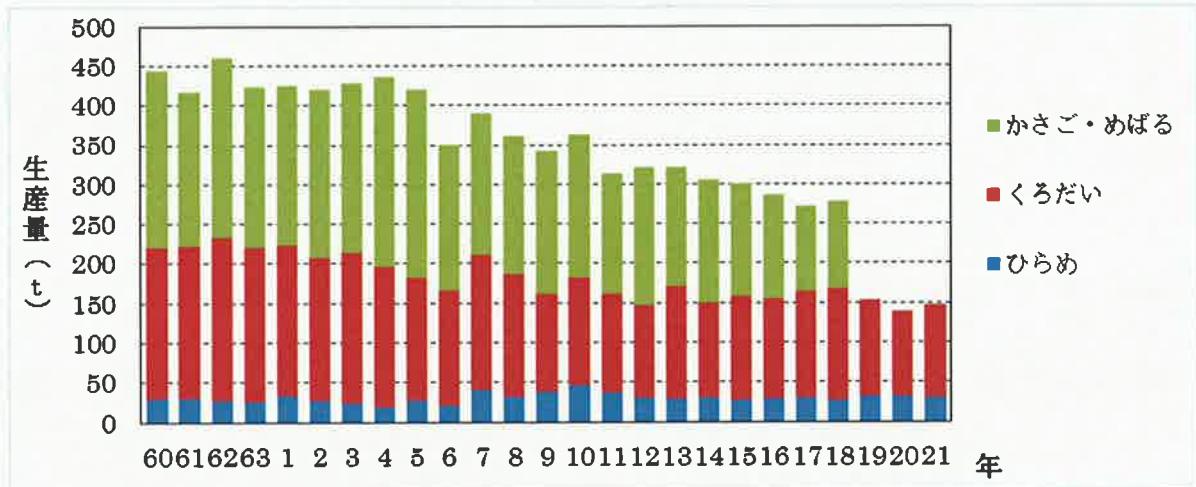


図 16 建網の主な対象魚種の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

建網漁業の主な対象魚種であるクロダイ、ヒラメ、カサゴ・メバル等については、小型魚の再放流の取り組みを行ってきたが、近年の漁獲量は年変動を繰り返しながらほぼ横這いで推移しており、今後とも資源を有効に利用していくために、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

15 一本釣漁業

1) 漁獲の状況

釣漁業の生産量は、昭和60年から平成元年頃にかけては約350トンから約400トンで推移してきたが、その後減少し、近年（H15～H18）の生産量は167トンから239トンの範囲で変動している。主な対象魚種はクロダイ、スズキ類、カサゴ・メバルであり、近年（H15～H20）の生産量はクロダイは107トンから140トン、スズキ類は182トンから230トン、カサゴ・メバルが107トンから141トンであり、概ね安定している。

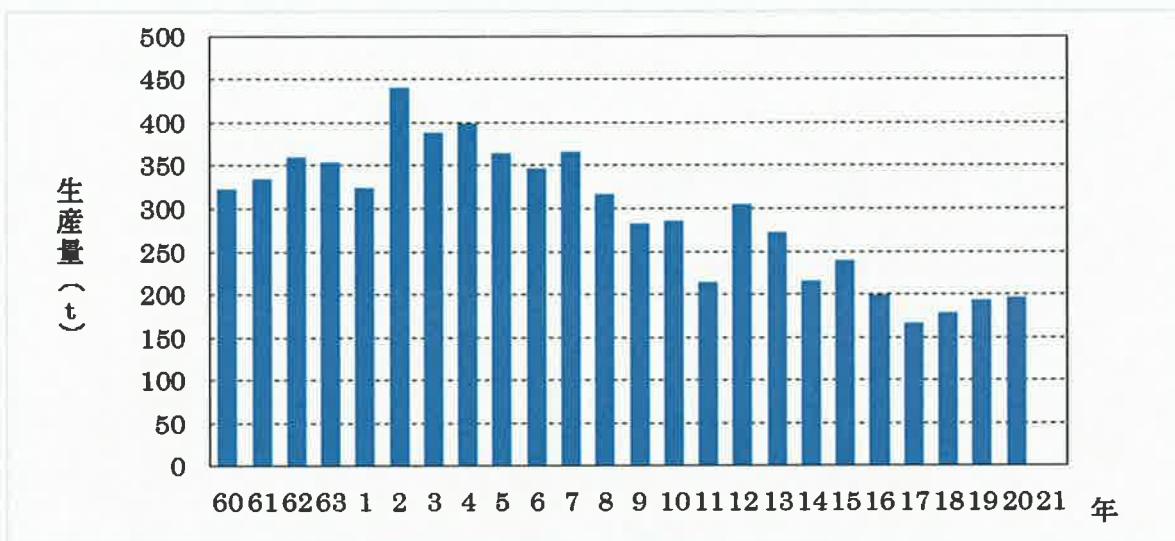


図 17 釣漁業の生産量の推移（農林水産統計による）

2) 資源管理措置

主な対象魚種であるクロダイ、スズキ、カサゴ・メバル等については、小型魚の再放流の取り組みを行ってきたが、近年の漁獲量は横這いで推移している。今後とも資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

16 あみすくい網漁業

1) 漁獲の状況

あみすくい網漁業については、漁業種類毎の生産量のデータが無いが、主な対象魚種であるアミ類の近年(H15～H18)の生産量は597トンから1,160トンで、年変動が大きい。

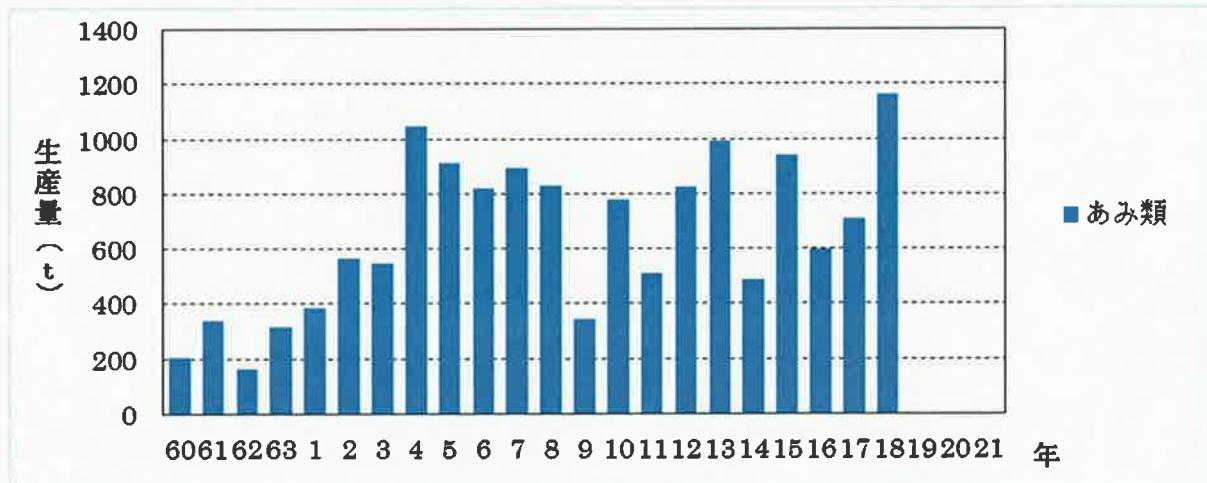


図 18 あみすくい網漁業の主な対象魚種（アミ）の生産量の推移
(農林水産統計による)

2) 資源管理措置

あみすくい網漁業については、漁業者の自主的取り組みとして市場価格の維持を目的とした水揚量の制限が行われてきた経緯がある。アミ類の漁獲量はその年の発生状況により大きく変動しており、今後とも資源を有効に利用し安定した漁獲を維持していくためには休漁による操業回数の削減が有効であると考えられ、公的規制の遵守と併せて、別紙2に示す資源管理措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置のほか、別紙3に示す資源管理措置についても引き続き取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

第3 その他

1 具体的手法

- 1) 本指針に基づき資源管理型漁業に参加しようとする漁業者（以下「参加漁業者」という。）は、所属する漁業協同組合（以下「参加漁協」という。）毎に資源管理計画を作成し、県の承認を受けるものとする。
- 2) 参加漁業者は、資源管理計画に記載された資源管理措置を確実に履行するとともに、別紙2の資源管理措置については、別記に従い履行を確認できる資料を作成し、参加漁協を通じて資源管理協議会に提出するものとする。
- 3) 参加漁業者、参加漁協は、資源管理協議会が行う履行確認に積極的に協力するものとする。
- 4) 資源管理協議会は、参加漁業者から提出された資料に基づき、資源管理措置の履行を適切に確認するものとする。また、必要のある場合には現地調査を行うことができる。

2 その他

- 1) 参加漁業者は、別紙2及び別紙3に示した資源管理措置以外の資源管理の取り組みについても、引き続き取り組んでいくこととする。
- 2) 参加漁業者は、資源管理の取り組みに加えて、休漁期間中を含め、種苗放流等に積極的に参加して水産資源の増大に努めるとともに、藻場・干潟の保護・造成、水質の保全、森林の保全・整備等による漁場環境の改善にも取り組んでいくこととする。

【別記】

資源管理措置の履行確認手段について

参加漁業者が行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置について、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

参加漁業者又は参加漁協は、原則として毎月1回、右欄に掲げる手段のうち1つ以上を1ヶ月分とりまとめ、資源管理協議会に提出することとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	<p>漁獲物の水揚げ及び販売を証する書類 (漁協販売システムで管理している販売台帳、仕切伝票、市場荷受け伝票等)</p> <p>上記で証明できない場合は、 漁協又は漁業者が撮影した休漁日毎の停泊状況写真 (日付、漁船登録番号、停泊場所が判るもの) 漁協又は漁業者が撮影した漁具の陸揚げ状況写真 (日付、陸揚げ場所が判るもの) 漁協で作成・保管する各漁業者別操業記録簿 操業日誌の写し(漁業者が自分の操業状況を記録したもの。 但し、他の資料と組み合わせて客観性を担保すること)</p>

【別紙1】

各漁業種類に含まれる漁業の名称等

管理区分	漁業種類	対象となる漁業の名称等
魚種別管理	さわら船びき網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第2号に記載の機船船びき網漁業のうち、さわら船びき網漁業
	さわら流網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第5号に記載のさし網漁業のうち、さわら流網漁業
	さわらひき釣漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第10号に記載のひき釣漁業のうち、さわらひき釣漁業
漁業種類別管理	小型機船底びき網漁業	漁業法第66条に記載の小型機船底びき網漁業で、岡山県海面漁業調整規則第6条に記載の地方名称に該当する漁業
	機船船びき網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第2号に記載の機船船びき網漁業（さわら船びき網漁業を除く）
	ごち網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第3号に記載のごち網漁業
	袋待網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第4号に記載の袋待網漁業
	さし網漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第5号に記載のさし網漁業（さわら流網漁業を除く）
	つぼなわ漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第6号に記載のつぼなわ漁業
	かごなわ漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第7号に記載のかごなわ漁業
	はえなわ漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第8号に記載のはえなわ漁業
	ひき釣漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第10号に記載のひき釣漁業（さわらひき釣漁業を除く）
	潜水器漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第14号に記載の潜水器漁業
	ほこ突漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第15号に記載のほこ突漁業
	まきえ釣漁業	岡山県海面漁業調整規則第7条第16号に記載のまきえ釣漁業
	小型定置網漁業	共同漁業権内で定置網を使用して行う漁業
	建網漁業	共同漁業権内で刺網を使用して行う漁業
	一本釣漁業	自由漁業による一本釣漁業
	あみすくい網	自由漁業によるあみすくい網漁業

【別紙2】

重点的資源管理措置の内容

管理区分	漁業種類	資源管理措置	対象漁協
魚種別管理	さわら船びき網	休漁	日生町
	さわら流網	休漁	日生町、邑久町、牛窓町、朝日、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	さわらひき釣	休漁	牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、胸上、たまの、寄島町、笠岡市
漁業種類別	小型機船底びき網	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	機船船びき網 (さわら船びき網漁業を除く)	休漁	日生町、牛窓町、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、笠岡市
	ごち網	休漁	児島、第一下津井、下津井、下西、笠岡市
	袋待網	休漁	児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、笠岡市
	さし網 (さわら流網漁業を除く)	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	つぼなわ	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、笠岡市
	かごなわ	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市

管理区分	漁業種類	資源管理措置	対象漁協
	はえなわ	休漁	伊里、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	ひき釣 (さわらひき釣漁業を除く)	休漁	牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、胸上、たまの、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	潜水器	休漁	児島、第一田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西
	ほこ突	休漁	日生町、伊里、児島、第一田之浦吹上、第一下津井、大島美の浜、笠岡市
	まきえ釣	休漁	邑久町、牛窓町、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、第一下津井、下津井、大島美の浜、笠岡市
	小型定置網	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	建網	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	一本釣	休漁	日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの、児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西、黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市
	あみすくい網	休漁	九蟠、岡山市

【別紙3】

資源管理措置の内容

1 全県の取り組み内容

漁業種類名	魚種名	資源管理措置
さわら流網 さわら船びき網 さわらひき釣	サワラ	さわら流網の目合いを10.6cm以上とする 禁漁期間の設定 (さわら流網：9月1日～9月30日) (さわらひき釣：9月1日～11月30日) さわら船びき網の年間漁獲量を2トン以内とする
小型機船底びき網	マコガレイ	全長16cm以下を再放流する
	メイタガレイ	全長10cm以下を1隻あたり1日5尾再放流する
	ガザミ	抱卵ガザミは再放流する
	一	えびこぎ網（チーンこぎ）、えびけた網の目合を8節以上とする (エビを目的とする場合には海域によって一部例外規定あり)

2 地区別の取り組み内容

東部地区：日生町、伊里、邑久町、牛窓町、朝日、九蟠、岡山市、小串、胸上、たまの漁協

中部地区：児島、第一田之浦吹上、本田之浦吹上、第一下津井、下津井、下西漁協

西部地区：黒崎連島、寄島町、大島美の浜、笠岡市漁協

地区名	漁業種類名	魚種名	資源管理措置
東部地区	全漁業種類	ヒラメ、マダイ、クロダイ、メバル、マアナゴ、ガザミ、マダコ、セイゴ、イシガニ、シャコ	左記の10魚種に大きさを定め、それ以下の大きさの魚種は再放流する
中部地区	全漁業種類	ヒラメ、マダイ、クロダイ、メバル、マアナゴ、ガザミ、マダコ、アイナメ、クルマエビ、トラフグ	左記の10魚種に大きさを定め、それ以下の大きさの魚種は再放流する
西部地区	全漁業種類	ヒラメ、マダイ、クロダイ、メバル、マアナゴ、ガザミ、マダコ、セイゴ、イシガニ、シャコ	左記の10魚種に大きさを定め、それ以下の大きさの魚種は再放流する

西部地区	全漁業種類 特に 底びき網 小型定置網 かに建網	ガザミ	当歳ガザミの解禁日を10月1日（基準とし漁期前に協議する）とする やわら（軟甲ガザミ）は周年再放流する 抱卵ガザミはマーキングして再放流する
東部地区	底びき網	—	えびこぎ網、板びき網の袋網の目合を15節以上に拡大する
中部～西部	底びき網	—	えびこぎ網の袋網の目合を14節以上に拡大する
東部地区	流網	サワラ マナガツオ	船上でのサワラの受精卵放流を実施する 目合を4.3寸以上とする
中部地区	たこ釣り たこつぼ 底びき網	マダコ	8月中の抱卵マダコは再放流する 産卵期の9月中は自主禁漁とする

3 漁協別の取り組み内容

漁協名等	漁業種類名	魚種名	資源管理措置
寄島町漁協	底びき網	シャコ	小シャコ（銘柄）の水揚げは1日当たり2籠以内とする
	底びき網 小型定置網	ガザミ	水揚げは1日当たり2籠以内とする
	底びき網 建網	ガザミ、シャコ、 イシガニ	地先海域を稚魚の保護区とする
倉敷市大畠 地区の建網 業者	建網	ウミタナゴ	産卵藻場の上では操業を自粛する
牛窓町漁協 胸上漁協 九蟠漁協	底びき網 (あみこぎ 網)	アミ類	水曜日若しくは日曜日を休漁日とする
児島湾内の あみすくい 網漁業者	あみすくい 網 ガッチャン	アミ類	漁獲量規制、解禁日（10月1日）、漁期終了日（3月31日）を設定する
笠岡地区の げた刺網 漁業者	げた刺網	ウシノシ タ類	操業期間、休漁日、操業時間、網の長さ、統 数等の申し合わせを行う